

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方 更新

当社グループは、経営環境の変化に迅速に対応できる組織体制と株主重視の経営体制を構築し、経営の透明性や公正性並びに迅速な意思決定の維持・向上に努めることを重要施策と考えております。

【コ

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

当社は、JASDAQ上場企業としてコーポレートガバナンス・コードの基本原則を全て実施しております。本欄に記載すべき事項はございません。

2. 資本構成

外国人株式保有比率 更新	10%未満
-----------------------------	-------

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
小熊 信一	981,738	47.75
小熊 千恵子	116,355	5.65
小熊 雄二	94,740	4.60
前田硝子株式会社	86,205	4.19
株式会社みずほ銀行	75,600	3.67
大阪硝子株式会社	40,000	1.94
末松 國彦	30,400	1.47
菊池 方子	30,000	1.45
久保田 正明	30,000	1.45
東京東信用金庫	28,350	1.37

支配株主(親会社を除く)の有無	小熊 信一
-----------------	-------

親会社の有無	なし
--------	----

補足説明 更新

- 大株主の状況は、2020年3月末現在であります。
- 当社は自己株式を86,243株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
- 割合(%)は自己株式を控除して計算しております。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 JASDAQ
決算期	3 月
業種	ガラス・土石製品
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人未満

直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

大株主の小熊信一氏とその二親等内の親族が所有する議決権比率は、2020年3月末時点で59.22%(直接所有分47.86%、合算対象分11.36%)となり、当社の議決権の過半数を占めておりますので、支配株主にあたります。なお、報告日現在において、当社と支配株主等との間で取引は一切行われておりません。

また、当社と支配株主等との間の取引を行う場合については、今後も一般の取引条件と同様の適切な条件による取引を基本とし、その取引金額の多寡に関わらず、取引内容及び条件の妥当性について、少数株主の利益を害することのないよう適切に対応する予定です。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

当社は親会社及び上場子会社は有しておらず、その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えらる特別な事実等はありません。

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社
------	------------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	12 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	8 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
井上 真一	他の会社の出身者											
神谷 晋	他の会社の出身者											

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	監査等委員	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
井上 真一	○	○	独立役員に指定しております。	< 社外取締役選任理由 > 税理士としての専門的な知識、実務経験により、当社の業務執行につき、客観的、第三者的立場で指導、指摘、意見をいただくためであります。 < 独立役員指定理由 > 当社との間には取引関係が一切無いことから、独立性が確保されており、一般株主と利益相反の生じるおそれがないことから、独立役員に指定いたしました。

神谷 晋	○	——	< 社外取締役選任理由 > 弁護士として、法律面での高度な知識を有しており、当社の業務執行につき、客観的、第三者的立場で指導、指摘、意見をいただくためであります。
------	---	----	--

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性					
	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	委員長(議長)
監査等委員会	3	1	1	2	社内取締役
監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無	あり				

当該取締役及び使用人の業務執行取締役からの独立性に関する事項
(1) 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人は、当該職務を行うにあたっては、監査等委員会の指揮・命令のみに服し、業務執行取締役その他の従業員の指揮・命令は受けないものとする。 (2) 当該取締役及び使用人に対する人事考課、異動、懲戒処分等の人事権の行使については、事前に監査等委員会と協議を行い、その意見を尊重してこれを行う。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況
監査等委員及び会計監査人並びに内部統制委員会が年間予定等の定期打ち合わせを含め、共有が必要な事項について随時情報の交換を行い相互の連携を高めて、それらの情報を監査等委員会において、各監査等委員より報告を受け協議を行うほか、取締役会にて適宜意見を表明する。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

【独立役員関係】

独立役員の人数	1 名
---------	-----

その他独立役員に関する事項
特記事項はありません。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない
---------------------------	---------

該当項目に関する補足説明	
現段階では、インセンティブ付与に関して明確な基準が確立されていないため実施しておりません。	
ストックオプションの付与対象者	その他

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

該当項目に関する補足説明

< 2019年度実績 >

・取締役の年間報酬総額62,863千円

・監査役の年間報酬総額10,628千円(うち社外監査役2,740千円)

(注) 1. 上記の支給額には、当事業年度における役員退職慰労引当金7,562千円(取締役5名分6,439千円、監査役3名分1,123千円(うち社外監査役分2名分340千円))が含まれております。

2. 上記のほか、使用人兼務取締役の使用人給与相当額(賞与含む)27,092千円があります。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

なし

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

【社外取締役のサポート体制】

社外取締役の補佐は総務課が担当し、「株主総会」、「取締役会」、「監査等委員会」及び「役員会」の連絡事項伝達や資料等の配布を行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

【業務執行】

(1) 取締役会

取締役(監査等委員である取締役を除く。全員社内取締役)5名と、監査等委員である取締役3名(常勤の社内取締役1名、社外取締役2名)で構成され、経営の方針、会社法等で定められた事項及びその他経営に関する重要事項について決定を行なうとともに、業務執行状況を監督する機関と位置づけ運営しております。

(2) 役員会

取締役(監査等委員である取締役を除く。)5名と、常勤監査等委員1名で構成され、業務執行における意思決定のスピード化と経営の意思決定およびチェック機能の向上を図るため、役員会を原則毎週開催し、経営上重要な業務執行事項や諸課題を審議・報告し取締役会を補佐しております。

(3) 業績報告会議

取締役(監査等委員である取締役を除く。)5名と常勤監査等委員1名、部門毎の部・課長及び連結子会社の取締役を交えた業績報告会議を毎月開催しており、意思の疎通と指示の浸透を図っております。

・2019年度開催実績

取締役会 - - - 8回

役員会 - - - 50回

業績報告会 - - 12回

【監査等委員会】

監査等委員である取締役3名(常勤の社内取締役1名、社外取締役2名)で構成され、各監査等委員は、監査等委員会が定めた監査計画及び監査業務の分担に基づき取締役会等の重要な会議に出席し、重要な意思決定の過程及び職務の執行状況を把握し、必要に応じ意見を述べ、また、取締役(監査等委員である取締役を除く。)、使用人等と意思疎通を図り情報収集に努めるとともにその職務の執行状況の報告を受け、会社の業務及び財産の状況を調査しております。

・2019年度開催実績

監査役会 - - - 6回

【会計監査人】

会計監査人は監査法人元和に依頼しており、定期的な監査の他、会計上の課題等につきましては随時アドバイスを受けております。

なお、業務を執行した公認会計士等の内容は次のとおりです。

・業務を執行した公認会計士 加藤由久、中川俊介

・所属監査法人 監査法人元和

・監査業務に係わる補助者公認会計士4名

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は常勤監査等委員1名、非常勤の監査等委員である社外取締役2名、計3名で監査等委員会を構成しております。取締役会等により日常的に各取締役が活発に意見交換を行っております。取締役による相互の業務執行監視については、取締役会の他に、取締役、常勤監査等委員及び部長職をメンバーとする役員会を原則毎週開催し、業務の執行状況に関する報告を行い、取締役の職務執行が効率的に行われることを確保する体制を整えており、当社の事業規模及び業務の内容から、現在の体制によって十分に機能しているものと考えております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

実施していません。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者 自身に よる説 明の有 無
IR資料のホームページ掲載	(1)決算短信等 (2)決算説明資料 (3)株主総会招集通知 (4)決算公告 (5)その他(お知らせ等)	
IRに関する部署(担当者)の設置	IR担当役員: 取締役総務部長 高濱 英司	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

実施していません。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

< 内部統制システムの基本的な考え方及びその整備状況 >

【内部統制システムの基本的な考え方】

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
(1) 取締役は、会社経営に関する重要事項及び業務執行状況を取締役に報告して情報の共有化を図り、法令、定款、社内規程に基づき重要事項の決定並びに業務執行状況を監視するための十分な体制を構築する。
(2) 取締役及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合し、かつ健全に行われるため、企業行動規範を定めるとともに、コンプライアンスの啓発を行い、全社的なコンプライアンス体制の強化をはかる。
(3) 内部統制を推進する組織を設置し、法令の遵守及び社内規程等への準拠性の検証を目的とした内部監査を実施し、定期的に代表取締役社長に報告をする。
2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
当社は、株主総会議事録、取締役会議事録、役員会議事録、稟議書その他取締役の業務に関わる重要な文書を、文書管理規程ほか社内規程の定める方法により適切に保存管理する。
3. 損失の危険の管理に関する規定その他の体制
総務部部長が、当社グループのリスクを総括的に管理する。
4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
(1) 取締役会を定時に開催するほか、必要に応じて臨時に開催し、取締役の業務状況の監視・監督を行う。
(2) 社長以下取締役、常勤監査等委員、関連会社の取締役をメンバーとする役員会を原則毎週開催し、業務執行における重要事項について審議を行い、業務執行の迅速適正な運営をはかる。
(3) 業務分掌規程を定め、職位及び各職位の責任と権限を明確にし、業務の効率的な運営をはかるとともに責任体制を確立する。
5. 当社並びに子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制
(1) 当社は、子会社に取締役を派遣し、経営を把握し、業務の適正化を推進する。また、会社の業務の状況は、毎週開催される役員会並びに部課長会議で定期的に報告される。
(2) 会社間の取引は、法令、会計原則、税法その他の社会規範に照らし適切で、第三者との取引と比較して、著しく不利益に、また恣意的にならないよう、必要に応じて専門家に確認する体制とする。
6. 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
当社は、監査等委員会の求めがあったときは、監査等委員会の職務を補助する従業員として適切な人材を配置する。
7. 監査等委員会の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項
(1) 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人は、当該職務を行うにあたっては、監査等委員会の指揮・命令のみに服し、業務執行取締役その他の従業員の指揮・命令は受けないものとする。
(2) 当該取締役及び使用人に対する人事考課、異動、懲戒処分等の人事権の行使については、事前に監査等委員会と協議を行い、その意見を尊重してこれを行う。
8. 取締役及び使用人が監査等委員会に報告するための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制
取締役及び従業員は、監査等委員会に対し、次の事項について遅滞なく報告するものとし、常勤監査等委員は取締役会、役員会その他重要な会議に出席して報告を受けるものとする。
 - ・取締役会決議事項・報告事項
 - ・月次・四半期・通期の業績、業績見通し及び経営状況
 - ・会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事項
 - ・会社の経営又は業績及び業績見通しに重大な影響を及ぼす恐れのある事項
 - ・取締役の職務遂行に関して不正行為、法令、定款に違反する行為
 - ・内部監査結果の状況
 - ・子会社に関する重要な事項
 - ・その他重要な稟議・決裁事項
9. その他常勤監査等委員の監査が実効的に行われることを確保するための体制
(1) 常勤監査等委員の活動として、代表取締役と定期的な意見交換会を開催しており、適切な意思疎通並びに効果的な監査業務の執行を図っております。
(2) 常勤監査等委員は、定期的に監査法人から会計監査の方法及び結果について報告書等を受け、意見を交換する。
(3) 常勤監査等委員の職務執行に関して生じる費用については、会社の経費予算の範囲内において、所定の手続きにより会社が負担する。

【内部統制システムの整備状況】

取締役(監査等委員である取締役を除く。)5名と常勤監査等委員1名からなる「内部統制委員会」を設置し、代表取締役社長が委員長となり年間の監査計画を基に、部門の業務執行の適正性、法令及び会社の諸規則の遵守など、内部統制及び業務上のリスク管理体制の確認を行い、必要に応じて改善の勧告を行っております。改善勧告に基づいて、各業務執行部門から報告される改善計画書による改善実施状況のフォローを行っております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

< 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況 >

【反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方】

当社は、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは一切の関わりを持たず、不当な要求に対しては組織的に毅然とした態度で臨み、公序良俗に反する行為をしないことを基本方針としております。

【反社会的勢力排除に向けた整備状況】

1. 対応統括部署を総務部とし、反社会的勢力からの不当要求に対応することとしています。
2. 管轄警察署や顧問弁護士等と緊密な連携関係を構築し、反社会的勢力の情報収集、排除に努めています。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし
-------------	----

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

今後とも、経営環境の変化に迅速かつ的確に対応し、さらなるコーポレートガバナンスの充実に向け、積極的に取り組んでまいります。

< 模式図 >

